

《自治体 DX シリーズ No.5》

2024年5月8日
No.2024-006

実装に向け動き出した EU の「欧州デジタル ID ウォレット」

— わが国が目指すデジタル ID エコシステムの参考事例として —

調査部 主任研究員 野村敦子

《要 点》

- ◆ EU では、デジタル ID とトラストサービスに関する eIDAS 規則が改正され、新たに「欧州デジタル ID ウォレット」に関する規定が盛り込まれた。欧州デジタル ID ウォレットは、スマートフォンなどのデバイスに利用者のデジタル ID や住所、年齢などの属性情報、資格情報などを保存・管理し、オンライン・対面のどちらでも利用可能とするアプリであり、これにより、安全・確実かつ簡便に本人であることを証明したり、自己に関する各種情報を提示し、国境を越えて様々なサービスの利用が可能になる。
- ◆ EU でデジタル ID ウォレットが導入されることになった背景には、eIDAS 規則においてデジタル ID は加盟各国の自発的な取り組みとされたため、その認知度や普及が低調で、サービス不足、相互承認・相互接続の停滞など、様々な課題が顕在化したことがある。改正案では「欧州におけるデジタル ID の枠組み確立」が前面に打ち出され、全加盟国は 2026 年までに、利用者にとって利便性・安全性の高い本人確認の手段として「欧州デジタル ID ウォレット」を導入することが義務付けられた。
- ◆ デジタル ID ウォレットの目的の一つとして、市民のデータ主権の確保がある。すなわち、巨大プラットフォーム企業などにデータを寡占されるのではなく、個人が自分の情報・データを自身で管理・コントロールできるようにすることである。現在、四つの大規模プロジェクトが実施されており、市民の日常生活に即した様々なユースケースを通じて、技術的な検証や制度の改善などが行われている。
- ◆ EU の取り組みからわが国が学ぶべき点として、①各国が従うべきルールやプロセスが明確に示されている点、②共通の技術仕様や相互承認・相互接続の仕組みにより、どの国でも同じようにデジタル ID を使って多様なサービスにアクセスできる点、③「個人のデータ主権」を重視している点、④IC カードではなく日頃から携行しているスマートフォンの使用が前提とされている点、などが指摘できる。また、市民にウォレットの利用を義務付けるものではなく、使わない選択を許容している点も重要である。わが国でも各地で、マイナンバーカードを補完する地域独自のデジタル ID を導入しようという動きが登場しているが、EU を参考に、地域の取り組みを尊重しつつ、利用者から見ればどこでも同じように利用が可能なデジタル ID のエコシステムを構築していくことが望まれる。

本件に関するご照会は、調査部・主任研究員・野村敦子宛にお願いいたします。

Tel : 090-1702-2502

Mail : nomura.atsuko@jri.co.jp

[「経済・政策情報メールマガジン」](#)、[「X \(旧 Twitter\)」](#)、[「YouTube」](#)でも情報を発信しています。

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時点で弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。また、情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがあります。本資料の情報に基づき起因してご閲覧者様及び第三者に損害が発生したとしても執筆者、執筆にあたっての取材先及び弊社は一切責任を負わないものとします。

1. はじめに

EUでは、域内市場の統合による単一市場の形成を推進しており、2010年代からはデジタル社会の到来を展望して「デジタル単一市場」戦略に取り組んでいる。加盟国間で異なる規制や技術仕様、インフラ等の障壁を解消し、市民や企業が国境を越えて安全・安心に取り引き可能なデジタル市場の実現を図り、デジタル変革（DX）の恩恵を享受できるようにすることが目的である。2014年には域内共通ルールとして eIDAS 規則（電子識別、認証ならびにトラストサービスに関する規則）が制定され、デジタル空間における本人性や真正性を担保するための制度が整備された。もっとも、eIDAS 規則制定から 10 年を経た現在、デジタル環境の変化が急速に進展している一方で、EU におけるデジタル ID や関連サービスはあまり普及していない。このため、eIDAS 規則の見直しが進められている。その中核が、デジタル ID や属性情報をスマートフォンに保存・利用できるようにする「欧州デジタル ID ウォレット」の実現である。わが国でもデジタル庁がマイナンバーカードの利便性を高めるためにウォレット化を検討しているが、EU の取り組みはわが国に先行する動きとして参考になろう。そこで、本稿では EU におけるデジタル ID ならびにデジタル ID ウォレットの動向についてまとめるとともに、わが国への示唆について検討した。

2. EU におけるデジタル ID への取り組み動向

（1）EU のデジタル戦略とデジタル ID

EU では 2010 年代以降、欧州委員会によりデジタル戦略が打ち出されている（図表 1）。2015 年 5 月には「欧州デジタル単一市場（Digital Single Market、DSM）戦略」が採択され、EU 域内の加盟国間で分断されているデジタル市場を統合する目標が掲げられた。EU がデジタル戦略に注力する第 1 の理由として、デジタル技術が経済を成長させ、社会課題の解決に寄与する原動力になるということがある。そこで、加盟国間で異なる法律、制度、技術仕様、ネットワークなどに関する共通ルールや環境を整備し、国境を越えてヒト、モノ、サービス、資本の自由な移動を可能とすることで、EU 市民や企業などが DX の恩恵を享受できるようにする狙いがある。このことに加えて、アメリカの巨大プラットフォーム企業によるデジタル市場やデータの寡占、中国や韓国、インドなどの新興国の台頭に対抗する意味合いがある。デジタル単一市場は、欧州委員会の 10 の政治的優先事項の一つに位置づけられ、①デジタル商品・サービスへのアクセスの改善、②デジタルネットワークとサービスに適した環境整備、③欧州のデジタルエコノミーの成長力の最大化、が取り組みの三つの柱として示された。

2020 年 2 月には欧州委員会の新たな体制のもと、「欧州のデジタル未来の形成戦略（Shaping Europe's digital future）」が策定された。引き続きデジタル単一市場の実現に取り組むと同時に、デジタルとグリーン（環境）の 2 大変革でグローバルなリーダーとしての地位を築くことが目標とされている。デジタル戦略に関しては、①人のために機能する技術、②公正で競争力のあるデジタルエコノミー、③開かれた民主的で持続可能な社会、が三本柱とされている。このデジタル戦略が策定された時期は、世界的な新型コロナウイルス感染症によるパンデミックが引き起こされていた時期とも重なり、時間や空間の制約を解消するデジタル技術の重要性とともに、サイバー攻撃やなりすまし、不正アクセス、フェイクニュース、デジタル格差、半導体部品等デジタル主要技術の海

外への過度の依存など、負の側面に対しても関心が高まることとなった。

2021年3月には、2030年までの10年間でDXを成功させるためのビジョンと具体的な施策・目標、工程表をまとめた「デジタルコンパス2030」が公表された。欧州委員会は、オープンで相互接続されたデジタル世界において、市民や企業に力を与え、人間を中心とした包摂的かつ持続可能で、より豊かな未来を築くことが目標であり、デジタル政策は欧州グリーンディールの達成にも貢献するとしている。デジタルコンパス2030では、デジタル分野の主要技術やサービスの海外依存からの脱却、国際的なルールづくりの主導権の把握など、「デジタル主権」の確保が一段と強調されている。

(図表 1) 欧州のデジタル戦略

時期	ユンカー委員長 2014～2019年	フォン・デア・ライエン委員長 2019年～
デジタル戦略	欧州デジタル単一市場戦略（2015年）	欧州のデジタルな未来の形成（2020年）
主要な柱	①デジタル商品・サービスへのアクセスの改善 ②デジタルネットワークとサービスに適した環境整備 ③欧州のデジタルエコノミーの成長力の最大化	①人のために機能する技術 ②公正で競争力のあるデジタルエコノミー ③開かれた民主的で持続可能な社会
主な施策	16の施策 ①アクセス：電子商取引のルール作り、消費者保護規則、著作権制度の見直しなど8施策 ②環境：EU通信規則の見直し、プラットフォームの調査、個人情報保護ルール整備など5施策 ③成長：標準化ならびに相互運用性に向けた取り組み、デジタルスキル育成支援など3施策	デジタルコンパス2030（2030年まで） ①スキル：デジタルリテラシーの向上と高度なデジタルスキルを持つ専門人材の育成 ②インフラ：安全で高性能・持続可能なデジタルインフラの構築 ③企業：企業におけるDX、デジタル技術の活用促進 ④行政：公共サービスのデジタル化
経済効果の推計	加盟28カ国のデジタル単一市場（DSM）創設により、年間4,150億ユーロ（約68兆円）の経済効果、380万人の雇用創出	2030年までに累計2.2兆ユーロ（約362兆円）のGDPの増加に寄与（2017年比、加盟27カ国とイギリスの合計）

（資料）欧州委員会ホームページ等を参考に日本総合研究所作成

(2) 共通ルールとしての eIDAS 規則

EUでは、全域で統合されたデジタル市場を形成し、社会や経済のDXを着実に進めていくために、各国で異なる法律や制度の共通化やインフラなどの環境整備が行われてきた。その一つに、デジタルIDとトラストサービス¹について域内共通の枠組みを規定するeIDAS規則（eIDAS：electronic Identification, Authentication and Trust Services、電子識別、認証、トラストサービス）がある。統合されたデジタル市場が、市民や企業などにとって安全・安心に取引や手続きを行うことができる場として機能するためには、オンライン上の相手が本人であることを確実に識別・認証

¹ トラストサービスとは、インターネット上における人・組織・データ等の正当性を確認し、改ざんや送信元のなりすまし等を防止する仕組み。人の正当性を確認する電子署名、データの存在証明・非改ざん性を保証するタイムスタンプ、組織の正当性を確認するeシールなどがある。

(eID=デジタル ID) し、本人の行為であることを証明する手段 (トラストサービス) が極めて重要な要素となる。従来より、電子署名指令 (1999 年発効) に基づく各国独自の電子署名に関する法律はあったものの、デジタル ID やトラストサービス全般を規定した域内共通の法的枠組みがなく、相互運用性も不十分であった。

そこで、2014 年に eIDAS 規則が制定され、2016 年に全加盟国で適用された。eIDAS 規則は、トラストサービス全般に共通する一般規則や監督体制、認定制度、個別のトラストサービスに関する定義や法的効果、要件などといった規定が明記されている (図表 2)。これにより、国内ならびに EU 域内の国境を越えたオンラインでの申請や契約、取引等におけるデータの送受信者やデータの内容の信頼性が担保されることとなった。

(図表 2) 2014 年制定の eIDAS 規則の概要

正式名称	Regulation on electronic identification and trust services for electronic transaction (電子 ID およびトラストサービスに関する規則) <ul style="list-style-type: none"> ・ EU 規則 (Regulation) として制定することにより、全加盟国に強制力 ・ トラストサービスに法的効力を付与
成立/施行	2014 年 7 月成立/2016 年 7 月施行 (同時に電子署名指令を廃止)
目的	EU 域内のデジタル単一市場を形成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国に関係なく、企業間の電子的なやり取りを安全、迅速、効率的に行うことができるようにするための枠組みとして制定 ・ EU 域内で市民や企業がオンライン公共サービスにアクセスするために、各国のデジタル ID (eID) スキームの使用を保証 ・ トラストサービス市場の創設、国境を越えての機能、従来の紙ベースの証書等と同じ法的効力を保証 ・ 規則で定める要件に準拠する事業者を認定する制度を導入
評価・監査機能の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ トラストサービスの事業者の認定のために、各加盟国において、国家監督機関 (Supervisory body) を設定 ・ 適格トラストサービス事業者の適合性を評価する機関 (conformity assessment body) を指定 ・ 加盟国は事業者およびサービスのリスト (トラステッドリスト) を作成、公開する義務

(資料) 欧州委員会資料をもとに日本総合研究所作成

(3) 改正案の主な内容

eIDAS 規則は、①デジタル ID の相互認証による国境を越えたデジタルサービス利用と EU 市民の利便性・効率性の実現、②適格トラストサービス・プロバイダーや適格トラストサービスなどの認定 (評価・監査) 制度による事業者の水準の維持・向上、③トラステッドリストにより信頼すべきトラストサービスの事業者・業務の可視化、などの成果があったと評価できる。一方で、認知度が低く、民間部門で利用できるサービスが不足していること、利用が複雑で使い勝手が悪いこと、紙・対面を優先する商慣行やアナログの法律の存在などの問題点が指摘された。なかでも、デジタル ID に関して、相互承認のための通知を行った加盟国は 14 カ国、国境を越えてデジタル ID スキームにアクセスできる EU 市民は 59%、モバイルで利用可能な国は 7 カ国にとどまるなど、普及率が低く、国境を越えての利用に課題がある (図表 3)。

(図表 3) デジタル ID の課題

普及状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欧州委員会に通知されたデジタル ID スキーム⇒14 カ国・19 スキーム (うちモバイルベースは7) ・ 加盟国の人口の 59% がアクセス可能
受け入れ状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通知されたデジタル ID スキームの受け入れ(受信できるノード) <ul style="list-style-type: none"> ⇒加盟国の 67% (18%がテスト中、15%は対応未済) ・ 通知されたデジタル ID スキームを送信できる機能 <ul style="list-style-type: none"> ⇒加盟国の 37% (21%がテスト中、42%が対応未済) ・ 通知された eID による国境を越えた認証に対応 <ul style="list-style-type: none"> ⇒14% (全加盟国の 7 つの主要な公共サービスのプロバイダーのうち)
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国境を越えた認証⇒年間 3~10 万件 < 国内レベル：数百万件
使い勝手	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通のユーザーインターフェイスがなく、認証プロセスでのリダイレクトやサービス拒否が発生

(資料) 欧州委員会資料“Impact Assessment Report ”、Bogdan Stefan “The European Digital Identity Framework” 世界銀行講演資料を参考に日本総合研究所作成

官民におけるデジタルサービスの拡大やデジタル技術の進展に伴う環境の変化、プライバシー侵害などの脅威に対応する必要性の高まりなどが顕著となるなか、2021 年 6 月に欧州委員会は、「ヨーロッパのデジタルアイデンティティ確立のための枠組みに関する No.910/2014 (eIDAS) 規則の改正案」を発表した。この見直しには、「欧州のデジタル未来の形成戦略 (Shaping Europe's digital future)」の内容が反映されている。

2014 年の eIDAS 規則は、デジタル単一市場に向けて、トラストサービスの法的効力と相互運用性を確保し、域内におけるオンラインサービスや電子取引を促進させることが主な目的であった。一方、改正案はデジタル環境の変化に対応するためにトラストサービスの範囲拡大や EU の戦略・他の規則との調和を図る目的があるが、なかでも EU 共通で利用可能なデジタル ID の枠組みの確立に力点が置かれている (図表 4)。デジタル ID に関して、これまでは加盟各国に委ねる形で自発的な発行・普及・相互認証等の取り組みが進められてきたが、各国の取り組みには濃淡があり、普及は低調であった。現状のままでは強制力がなく、デジタルコンパスの「2030 年までに EU 市民の少なくとも 80%がデジタル ID を使用する」という目標の達成は困難であることから、改正案では「欧州におけるデジタル ID の枠組み確立」を前面に打ち出し、全加盟国に対し、市民が自分のデジタル ID と属性情報等を安全かつ簡便に利用可能な「欧州デジタル ID ウォレット」を開発・提供するとともに、他国のデジタル ID ウォレットの受け入れを義務付ける方針を示した。

2024 年 2 月に欧州議会は賛成多数でこの改正案を承認し、3 月の EU 閣僚理事会における採択を経て、欧州デジタル ID ウォレットの導入が正式に決定した。

(図表 4) eIDAS 規則の改正案

項目	課題への対応	概要
e-ID (デジタル ID)	欧州デジタル ID ウォレット	<ul style="list-style-type: none"> ✓ EU 域内共通のデジタル ID システム、スマートフォンに自国の ID や個人データ・文書等を保存（身分証明書、運転免許証、パスポート、医療記録、銀行カード、学位、資格など） ✓ 欧州デジタル ID ウォレットの技術アーキテクチャ、標準、ベストプラクティスのためのガイドラインなどを含む EU デジタル ID の共通ツールボックスを加盟国と協力して作成
トラストサービス	変化するデジタル環境への適応	<ul style="list-style-type: none"> ✓ リモート電子署名やリモート e シールの生成デバイスの運用に関する適格サービスの要件の追加 ✓ 電子文書の e アーカイブ、電子台帳（ブロックチェーンなど）への電子記録などの追加 ✓ スマートモバイルデバイスのような新しい技術への対応
全般	他の EU 規則等との調和	<ul style="list-style-type: none"> ✓ EU の戦略との整合性の確保（「欧州のデジタル未来の形成戦略」の優先順位との一致、デジタルコンパスの目標達成のサポート） ✓ GDPR（一般データ保護規則）への準拠 ✓ EU サイバーセキュリティ法、EU NIS（ネットワーク情報システム）指令、EU 単一デジタルゲートウェイ規制など、他の EU 規則等との間の矛盾点の解消 ✓ 他分野（金融、社会保障など）の規制との整合性の確保

（資料）欧州委員会資料をもとに日本総合研究所作成

3. 欧州デジタル ID ウォレットの概要

（1）導入の目的と概要

欧州デジタル ID ウォレットは、スマートフォンなどのデバイスに利用者のデジタル ID や住所、年齢などの属性情報、資格情報などを保存・管理し、オンライン・対面のどちらでも利用可能とするアプリである（図表 5）。EU 市民や居住者、企業が、EU 域内において本人確認や本人に関する各種情報の確認、電子署名（個人向け）などを、安全かつ簡便に利用できる方法として開発が進められており、国境を越えて公共サービス・民間サービスで幅広く活用されることが想定されている。

デジタル ID ウォレットを導入する目的として、EU 域内におけるデジタル単一市場の実現に向けて、全ての加盟国においてデジタル ID を利用可能な環境とする必要性が挙げられる。そこで、域内共通のルールや技術仕様の策定にとどまらず、利用者にとって利便性ならびに安全性の高い手段を開発・提供しようというものである。

もう一つの重要な点として、個人のデータが本人の意思に反して巨大プラットフォーム企業などに囲い込まれることなく、自分に関する情報の提供の可否を判断したり、必要最小限のデータのみを共有できるようにするなど、自分の情報・データを自身で管理・コントロールできるようにすることがある。欧州委員会の調査によれば、63%の市民が、単一のデジタル ID で全てのオンラインサービスを利用でき、自分のデータを自分でコントロールできる安全なデジタル ID が必要であると答えている。また、ソーシャルメディアのアカウントを使うときに、自分たちのデータがどのよ

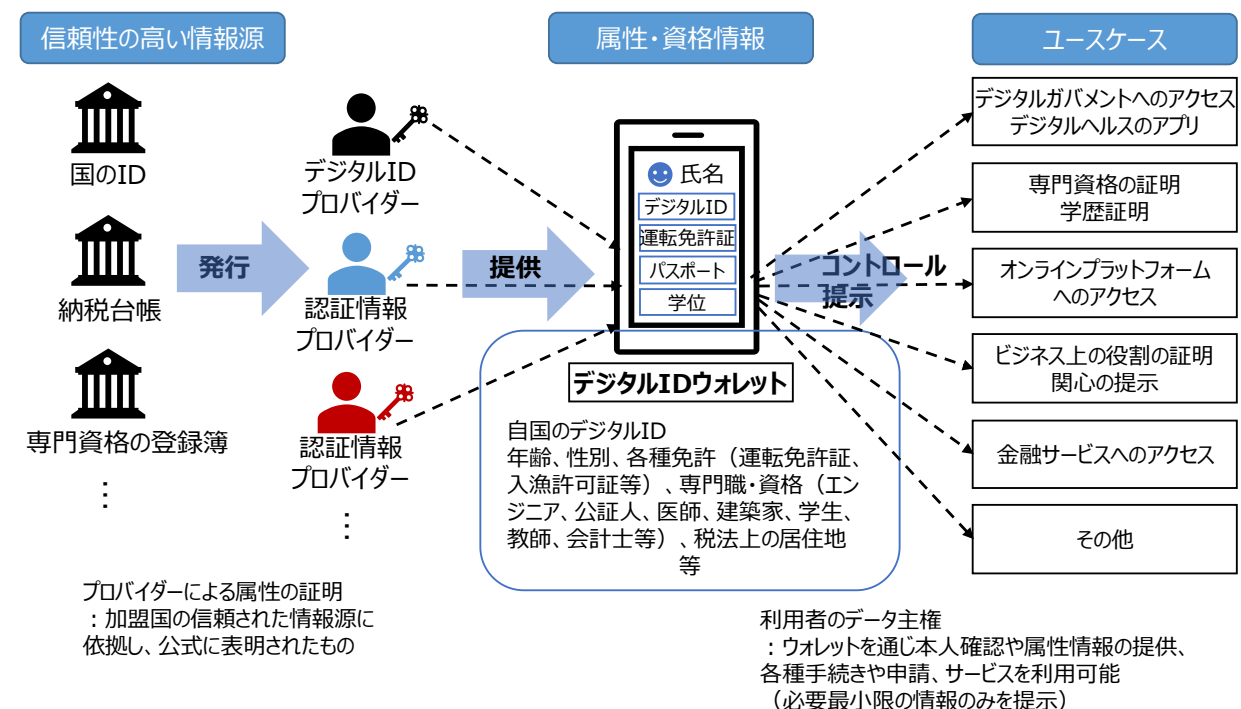
うに使われているかを知りたいとの回答が 72%にのぼる。こうした意見を反映すべく、デジタル ID ウォレットを通じて、EU 市民の「データ主権」を実現しようとの狙いがある。

欧州委員会は、共通ルールである eIDAS 規則を改正してデジタル ID ウォレットに関する規定を盛り込むとともに、相互運用性を確保するための共通仕様としてアーキテクチャ・リファレンス・フレームワーク (ARF)、ならびに実装のための技術的な重要要素をまとめたツールボックスを策定・公表している。

EU の全加盟国は、共通の技術仕様に基づくデジタル ID ウォレットを、2026 年までに少なくとも一つは自国民に提供するとともに、他の加盟国のデジタル ID ウォレットを受け入れることが義務付けられている。このサービスを提供するのは、加盟国もしくは加盟国により承認されたプロバイダーとされている。また、公共サービスと特定の民間サービス (大規模オンラインプラットフォーム²や厳格な利用者の認証が法律で義務付けられているプラットフォーム³) はデジタル ID ウォレットで認証することが義務付けられている。

なお、デジタル ID ウォレットにより「EU で統一されたデジタル ID が新たに発行され、既存の ID システム (物理的なものを含む) は全て置き換えられる」というわけではなく、各国の ID システムをベースとして、それを補完するソリューションとして、デジタル ID ウォレットが位置付けられている。また、希望すれば誰でもデジタル ID ウォレットを無料で使用することができる (そのための環境整備を加盟国に義務付けるものである) もの、その保有や利用はあくまでも任意とされている。

(図表 5) EU が構想する欧州デジタル ID ウォレットの概要



(資料) 欧州委員会資料を参考に日本総合研究所作成

² EU のデジタルサービス法 (DSA : Digital Services Act) において、巨大オンラインプラットフォーム 17 件と大規模検索エンジン 2 件が指定されている。欧州委員会のデジタル ID ウォレットに関する Q&A ではメタ (フェイスブックの提供会社)、アマゾン、アップル、ブッキングドットコム (Booking.com)、ティックトック、ザランド (ドイツのファッションサイト) などが例示されている。

³ 銀行や交通機関、通信、エネルギー、水道、郵便、社会保障、医療、教育分野などがこれに該当する。

(2) 実証実験の実施

2023年2月に欧州委員会と専門家グループによりツールボックスの初版が策定・公開され、同年4月には四つの大規模な実証実験のプロジェクトが立ち上げられた(図表6)。プロジェクトの実施主体となる各コンソーシアムは、EU加盟国ならびにノルウェー、アイスランド、ウクライナの公共機関や約360の民間企業、専門家などにより構成されており、EUのデジタルヨーロッパ・プログラムからプロジェクト全体の50%にあたる4,600万ユーロ(約76億円)の資金拠出を受けている。各プロジェクトでは、市民の日常生活に即した様々なユースケースを通じてデジタルIDウォレットの技術的な検証と改良を行い、今後の各国での実装に役立てる計画である。

(図表6) パイロット・プロジェクトの概要

プロジェクト名	メンバー	取り組み内容
Potential	加盟国 19 カ国、ウクライナ（フランスとドイツが主導的役割） 140 以上の官民パートナー	デジタル行政サービス オンライン口座開設 オンラインでの SIM カードの登録 モバイル運転免許証 適格電子署名・電子契約 電子処方箋
NOBID Consortium	アイスランド、ノルウェー（主導）、デンマーク、ラトビア、イタリア、ドイツ、21の官民パートナー	国内、国境を越えた B2C 決済サービス
EWC	全加盟国 27 カ国の産官学の代表（スウェーデンが主導）、VISA（イギリス）	渡航書類（ビザ・パスポート）の保管・提示 国境を越えた即時決済 専門資格の証明
DC4EU	加盟国 20 カ国、ノルウェー、ウクライナからの 80 の関連機関が参加（スペイン主導） 43 の公的機関、40 の民間団体が支援	学位等証明・専門資格（就学、就労時などに使用可能） 社会保障の証明、健康保険証

(資料) 欧州委員会 EU Digital Identity Wallet ホームページを参考に日本総合研究所作成

(<https://ec.europa.eu/digital-building-blocks/sites/display/EUDIGITALIDENTITYWALLET/EU+Digital+Identity+Wallet+Home>)

欧州委員会によれば、次の 11 分野が実証実験の対象となる。

- ① 行政サービスへのアクセス：パスポートや運転免許証の申請、税金の申告、社会保障の情報へのアクセスなど、デジタル公共サービスへの安全なアクセスを実現。
- ② 銀行口座の開設：オンラインで銀行口座を開設する際に本人確認を行い、利用者が繰り返し個人情報を提供する手間を省く。
- ③ SIM 登録：スマートフォンの SIM カード契約（登録と機能の有効化）のために本人であることを証明し、通信事業者に対する詐欺の防止やコストの削減を図る。
- ④ モバイル運転免許証：オンラインならびに物理的なやり取り（道路わきでの免許証の提示など）の両方で、モバイル運転免許証の保存と提示を可能とする。
- ⑤ 契約書への署名：オンラインで契約書に署名するための安全な電子署名を作成し、紙の文書

や手書きの署名の必要性をなくす。

- ⑥ 処方箋の請求：薬局に処方箋の詳細を提出し、医薬品の調剤を実施する。
- ⑦ 旅行：渡航書類（パスポート、ビザなど）の情報を提示し、空港のセキュリティや税関の通過を迅速かつ簡単にする。
- ⑧ 組織のデジタル ID：組織の正当な代表者であることを証明する。
- ⑨ 決済：オンラインで決済する際に利用者の本人確認をする。
- ⑩ 学歴：卒業証書や学位、修了証書などの保有を証明し、仕事や進学に応募が容易になる。
- ⑪ 社会保障給付金へのアクセス：デジタル ID ウォレットを使用して、利用者の社会保障に関する情報や給付金（退職金、障害者手当など）に安全にアクセスできる。また、欧州健康保険証などの書類を保存することで、移動の自由を促進する。

これらの分野について、四つの大規模プロジェクトで実証実験が実施されている。そのうち POTENTIAL が最も規模が大きく、フランスとドイツが主導し、とくに市民向けのユースケースに焦点を当て、行政サービスと銀行口座開設、携帯電話の SIM 契約、ペーパーレスの運転免許証、電子署名、デジタル処方箋の 6 つの分野で実証実験を進めている。EWC（EU デジタルウォレットコンソーシアム）はスウェーデンが主導し、加盟国間の往来における渡航関係書類のデジタル化による保存と提示（デジタル・トラベル・クレデンシャル）、ならびにデジタルユーロによる即時決済システムの実現に取り組んでいる。DC4EU はスペインが主導しており、教育と社会保障の分野で、官民セクターに対し具体的なサポートを提供する計画である。EU 各国の大学や政府機関、研究団体が参加し、とくに高等教育部門における資格証明に焦点を当てている。NOBID はノルウェーが主導する北欧およびバルト諸国のグループで、イタリア・ドイツと協力して、製品やサービスなどのリテール（B2C）決済の手段として、金融機関におけるデジタル ID ウォレットの活用に取り組んでいる。

これらのプロジェクトは、2025 年まで実施される予定である。また、プロトタイプ（試作モデル）について、設計書にあたるコードがオープンソースで公開され、多くの技術者や専門家からのフィードバックを得たり改良を加えることができるようになっており、加盟国におけるデジタル ID ウォレットの開発に寄与する見込みである。実証実験の成果は、技術面ばかりでなく、法律・制度面にも反映されることになる。欧州委員会は、2025 年には先行する国でデジタル ID ウォレットが実装され、2026 年には全ての加盟国で利用可能となることを目指している。

（3）期待される効果と懸念

四つの大規模プロジェクトにおいて、市民の日常生活での利用を想定したユースケースの検証が進められ、市民や企業、行政機関等が DX の恩恵を享受できる社会の実現に繋がることが期待されている（図表 7）。欧州委員会は、デジタル ID ウォレット導入の利点として、以下の点を示している⁴。市民にとっては、①官民のサービスに簡単にアクセスして利用できること、②自分のパーソナルデータを自分でコントロールし守ることができること、③プライバシーとセキュリティの観点から匿名で使うことも可能なこと、などが挙げられる。行政機関にとっては、①セキュリティの向上、②デジタルサービスの普及促進、③不正行為防止の強化、が可能になる。民間企業にとっては、①

⁴ 欧州委員会ホームページ “Benefits: Why the EU Digital Identity Wallet”
 （ <https://ec.europa.eu/digital-building-blocks/sites/display/EUDIGITALIDENTITYWALLET/Benefits>、2024 年 4 月 19 日閲覧）。

認証にかかるコストが削減できること、②EU の法規制（GDPR やサイバーセキュリティなど）に準拠していること、③（特定の企業への依存ではなく）中立的な公共部門が関与する認証ソリューションであること、といったメリットがある。

（図表 7）欧州デジタル ID ウォレットの使用例

使用例	概要
スマートフォンへデジタル ID ウォレットをインストール	最高のセキュリティとデータ保護基準に基づき、利用者の母国から発行される。利用者は、これまで財布に入れて持ち歩いていた基本的な個人データ、運転免許証、卒業証書、キャッシュカードなどをデジタル ID ウォレットにダウンロードし、保存・使用できる。雇用契約やレンタル契約などのデジタルでの取引についても、デジタル ID ウォレットにより電子署名・電子契約が可能。
レンタカーを利用	これまで利用者は、空港でレンタカーのカウンターに並んで手続きしていた。レンタカー会社は、パスポートまたは身分証明書、運転免許証、クレジットカードをコピーし、利用者は全ての書類に署名しなければならなかった。デジタル ID ウォレットを使用して、これらの手続きを事前に簡単に済ませることができる。利用者は、空港から直接駐車場に向かって車を受け取り、ホテルまで向かうことができる。レンタカー会社は、駐車場で利用者に車の鍵を渡すか、スマートフォン経由で車を始動できるようにすることで、手続きを完了させることができる。
域内他国への引っ越し手続 （オンラインで自分の身元証明）	仕事のために域内の別の国に引っ越した個人は、その国の居住者として登録する必要があるが、デジタル ID ウォレットを使用してオンラインで手続きが可能である。加えて、新たな居住国における銀行口座の開設、携帯電話の SIM カードの購入、公共交通機関の定期券の購入などに際し、デジタル ID ウォレットを使ってオンラインで自分の身元を証明することが可能である。
ホテルのオンライン予約	ホテルのオンライン予約が可能で最低年齢は、ホテルの規約や国の法律によって異なるが、概ね 18 歳から 21 歳までである。このため、利用者は最低年齢に達していることを証明する必要があるが、デジタル ID ウォレットを使用して、予約に必要な自分の年齢、その他の必要な個人情報を証明できる。

（資料）欧州委員会 Q&A をもとに日本総合研究所作成

一方で、課題も多く指摘されている。技術面の課題として、ツールボックスの合意・公開スケジュールが 2022 年 10 月から翌年 2 月に延期されたことなど、多国間かつ広範な分野の技術仕様や共通基準の設定には大きな困難が伴うことがある。加えて、標準仕様や規則に従わせることで逆に既存の業界が構築してきたセキュリティ等を弱体化させる懸念があること⁵、技術の陳腐化の恐れがあ

⁵ 例えば、Mozilla 財団などは、eIDAS 規則の 45 条が、各国の認定されたトラストサービス・プロバイダー（TSP）が発行するルート証明書（適格ウェブサイト認証証明書、QWAC）によってウェブサイト認証を義務付けるものだとし、セキュリティやプライバシーを低下させると反対の声明を発表している。これまでのように業界の専門家により独自に開発された安全性の高い、最新のセキュリティ対策を講じるのではなく、TSP の QWAC をサポートすることになると、セキュリティ上の問題が発生しても証明書があることで使い続けてしまうリスクや、より優れた技術が登場してもすぐに適用できなくなること、政府に悪意（傍受や監視目的など）があってもブラウザ側ではこれを防ぐことができなくなったり、政府が意図する技術に（故意に）誘導されかねない、などの懸念がある、という指摘である（<https://securityriskahead.eu/>）。この条項については他にも多くの批判があり、欧州議会での議論を

ること、などが挙げられている。さらには、EU や加盟国政府による監視社会に繋がらないか、サイバー攻撃やシステム障害などが経済・社会に与える影響が甚大なものになりはしないか、このシステムから除外された人が差別されることにならないか⁶、など負の側面があると批判する意見も多い。また、加盟国間で相互運用性を重視しているにもかかわらず、先行する国とそうでない国の間でデジタル格差を拡大しかねないことも懸念される。

こうした点について、欧州委員会は業界関係者や有識者からの意見や対話を踏まえ、制度面で問題がある内容を見直しするなどの対応を行っている。例えば、世界中の研究者や業界関係者、市民団体などから懸念が表明されたトラストサービス・プロバイダー（TSP）発行のウェブサイト認証証明書を要件としていること（改正案第 45 条）に関し、ウェブブラウザ自身のセキュリティ方針を制限するものではないとの見解を表明している（脚注 5 参照）。また、デジタル ID ウォレットの発行者は、サービス提供に必要がないウォレットの使用情報の収集や、個人のデータと他のデータを組み合わせてプロファイリングすることなどが禁じられるとともに、加盟国はこうした行為を防止するための技術的・組織的な措置を講じることとされている。そして、デジタル ID ウォレットを使わないことを選択した人に対する差別を禁止し、十分な保護措置を講じること盛り込まれている。

4. わが国への示唆～EU の取り組みから学ぶ点

わが国においても、マイナンバーカードの活用が模索されており、その一環としてウォレット化が検討されている。もっとも、マイナンバーカードは現段階では制約が多いことから、地方自治体においてこれを補完する形で独自のデジタル ID を発行し、住民サービスの拡充に生かそうとする動きも出てきている。そうしたなか、先行する EU のデジタル ID ウォレットの取り組みは、以下の点でわが国の参考になると考えられる。

第 1 に、デジタル ID ウォレットの実装を進めるためのプロセスやルールが明確化されている点である（図表 8）。まず、全加盟国が従うべき共通のルールとして eIDAS 規則が制定され、デジタル ID（eID）やデジタル ID ウォレット、トラストサービス、サービス・プロバイダーの要件などが明確に規定されている。加えて、加盟国間で相互運用性を確保するための技術仕様、基準が策定され、参照すべき手順書としてツールボックスが作成・公開されている。こうした基盤が整えられたのち、実生活での使用を想定した実証実験が多国間で協働して展開され、その成果や課題が再び制度面、技術面に反映され、内容の見直し、改善がなされる仕組みとなっている。

第 2 に、加盟国間の相互承認・相互接続の仕組みを整え、EU 市民は自国の ID を使ってどの国でも同じように官民のサービスにアクセスできる点である。欧州委員会を通じて、他の加盟国に自国のデジタル ID（eID スキーム）を承認してもらい、自国民は自国のデジタル ID で他国のサービスを利用できる仕組みがある。加えて、eIDAS ノードと呼ばれる相互接続の仕組みにより、EU 市民が自国のデジタル ID で他国のサービスにアクセスすると、自国の ID プロバイダーにリダイレクト

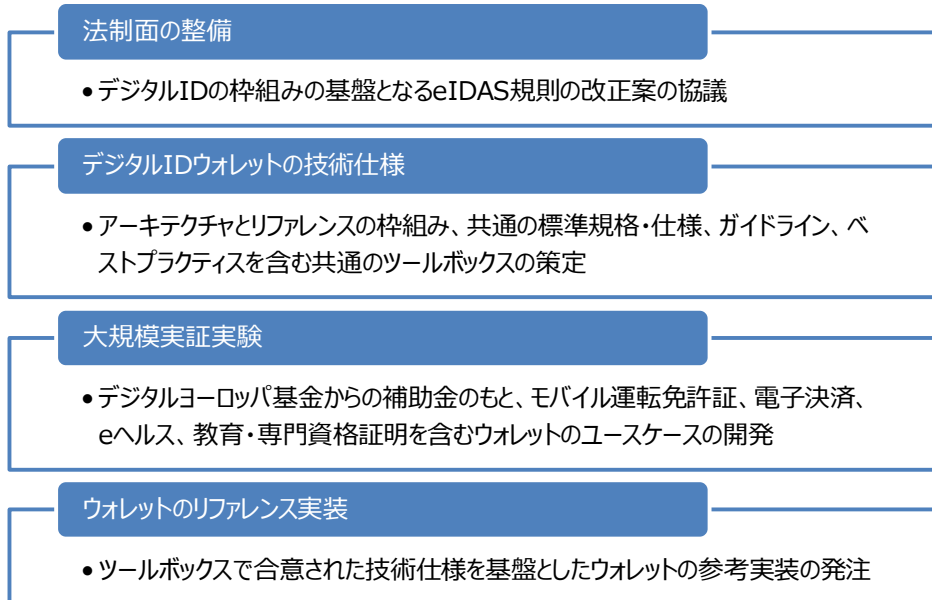
経て、欧州委員会よりウェブブラウザによる QWAC の利用は任意（従来の方法も可能）であるとの見解が表明された。

⁶ Masha Borak “Civil society groups warn about EU Digital ID Wallet privacy, discrimination risks” Jun 21, 2023, Biometrics Research Group (<https://www.biometricupdate.com/202306/civil-society-groups-warn-about-eu-digital-id-wallet-privacy-discrimination-risks>).



(自動送信)され、認証手続きがスムーズに実施できるようになっている。これにより、EU 全域を対象とする単一のデジタル ID を発行しなくても、各加盟国・地域で認定された ID を使って、市民は国境を気にすることなく域内の官民サービスにアクセスして利用したり、他国で自分の ID や証明書を提示することなどが可能となっている。

(図表 8) EU の取り組みプロセス



(資料) European Commission “Digital Identity for All Europeans: EUDI Wallet” March 2024

第3に、「個人のデータ主権」を前面に押し出している点である。これは、EUの「欧州データ戦略」やGDPRの基本的な考え方に基づくもので、個人に対し自分に関する情報の取り扱いを自身が決定する権利を保障するとともに、個人のデータの囲い込みを図るアメリカの巨大プラットフォーム企業や、中国のようなデータローカライゼーション⁷の動きに対抗する意味合いを持つ。ただし、個人の情報やデータの他者による利用を過度に規制するあまり、取り扱いが全くできなくなってしまうようでは、データ活用による個人や社会の抱える課題の解決やイノベーションを阻害することになりかねない。そこで、個人に対しデータ主権を保障することで、個人のデータやプライバシーを守りつつ、データの保有者が自身の判断により納得する形でデータの共有や活用を促進していくとするものである。

第4に、加盟各国は「欧州デジタル ID ウォレット」の提供が義務づけられているが、わが国のマイナンバーカードのようなICカードではなく、日頃から携行して使い慣れているスマートフォンでの使用が前提とされていることである。市民は、スマートフォンにアプリをダウンロードして、自国のデジタル ID やその他の個人属性証明書・公的な文書（運転免許証、卒業証書、銀行口座、医療処方箋など）を電子的に保管、使用できる。そして、スマートフォンからEU域内の官民のサービスにアクセスして、必要に応じて必要なデータのみを共有したり、対面で物理的な証明書とし

⁷ 総務省情報通信白書（平成30年版）によれば、データローカライゼーション規制とは「ある国において（あるいは外国から当該国を対象に）特定の事業活動を営む場合に、当該事業活動に必要なサーバーやデータ自体の国内設置・保存を求める規制」で、「対象データが個人データに限られないため、本人の同意による移転は行い得ず、データの越境移転にあたっては、当該国政府の許可等が必要となることが多い」。

て提示することなどが可能となっている。

なお EU の場合、加盟国や公共・準公共分野のサービス・プロバイダー、巨大プラットフォーム企業などがデジタル ID ウォレットの導入や受け入れを義務付けられているものの、市民に対してはその利用を義務付けるものではなく、使わない選択も許容している点は重要である。わが国のように健康保険証について期限をもって廃止するなどにより、マイナンバーカードへの一体化と使用について事実上の強制力を持たせようとするのではなく、大規模プロジェクトを通じてユースケースを拡充することで、人々のデジタル ID ウォレットに対する受容、普及を段階的に進めようという考えがある。加盟国や市民それぞれの事情を勘案したものであり、わが国においても普及を進める際にはステークホルダーの声に丁寧に耳を傾けることが重要である。

5. おわりに

わが国のマイナンバーカードは、IC チップを搭載した顔写真付きのプラスチック製のカードで、対面で公的身分証明書として利用できるのと同時に、オンラインでは IC チップに保存されている電子証明書（公的個人認証サービス、JPKI）により本人であると証明することが可能である。そこで、政府はマイナンバーカードを「デジタル社会のパスポート」として、官民の様々なサービスで利用を広げることを展望している。もっとも、本人確認のための電子証明書の共有やスマートフォンでの利用などで課題があるほか、マイナンバー・マイナンバーカードに対する国民の誤解や不信感も重なり、官民の多様なサービスに利用を拡大することは、現状では困難である。こうした状況下、地方自治体がマイナンバーカードの厳格な本人確認機能を活用しつつ、独自のデジタル ID の発行・活用に取り組む事例が全国で複数登場している⁸。先行する事例は、現行のマイナンバーカードの課題を解決し、より柔軟に地域や個々の住民のニーズに寄り添う形で官民のサービスを利用できるツールとして、スマートフォンにデジタル ID を搭載するほか、利用者自身によるデータコントロールの機能を付加するなど、EU のデジタル ID ウォレットの取り組みとも共通する点が多い。もっとも、わが国の場合、EU のようにデジタル ID やデジタル ID ウォレットについて共通ルールや技術仕様が明確に示されておらず、このままでは地域でバラバラの取り組みが進み、相互運用性が確保されない事態などが懸念される。

わが国の地方自治体におけるデジタル ID への取り組みは、それぞれの地域が目指す社会の実現に向け、デジタル技術を最大限に活用できる環境を整備していく試みと捉えることができる。この観点から、EU のデジタル ID ウォレット実装に向けた動きについて、各加盟国・地域を日本の都道府県や中核となる都市に、EU（欧州委員会）を日本の国（政府）に置き換えると、各地域発のデジタル ID を活かしつつ、日本全国で共通して利用可能な、同様のエコシステムを構築する参考事例とできるのではないだろうか。すなわち、全国共通のルールや技術仕様、異なる地域間の ID の相互認証・相互接続の仕組みづくり、信頼できるサービス・プロバイダーの認定制度など、EU を参考にしながら、わが国においても制度等のあり方を検討していく必要があるだろう。

⁸ 群馬県前橋市の「めぶく ID」や福島県会津若松市の「会津若松+（プラス）ID」など。

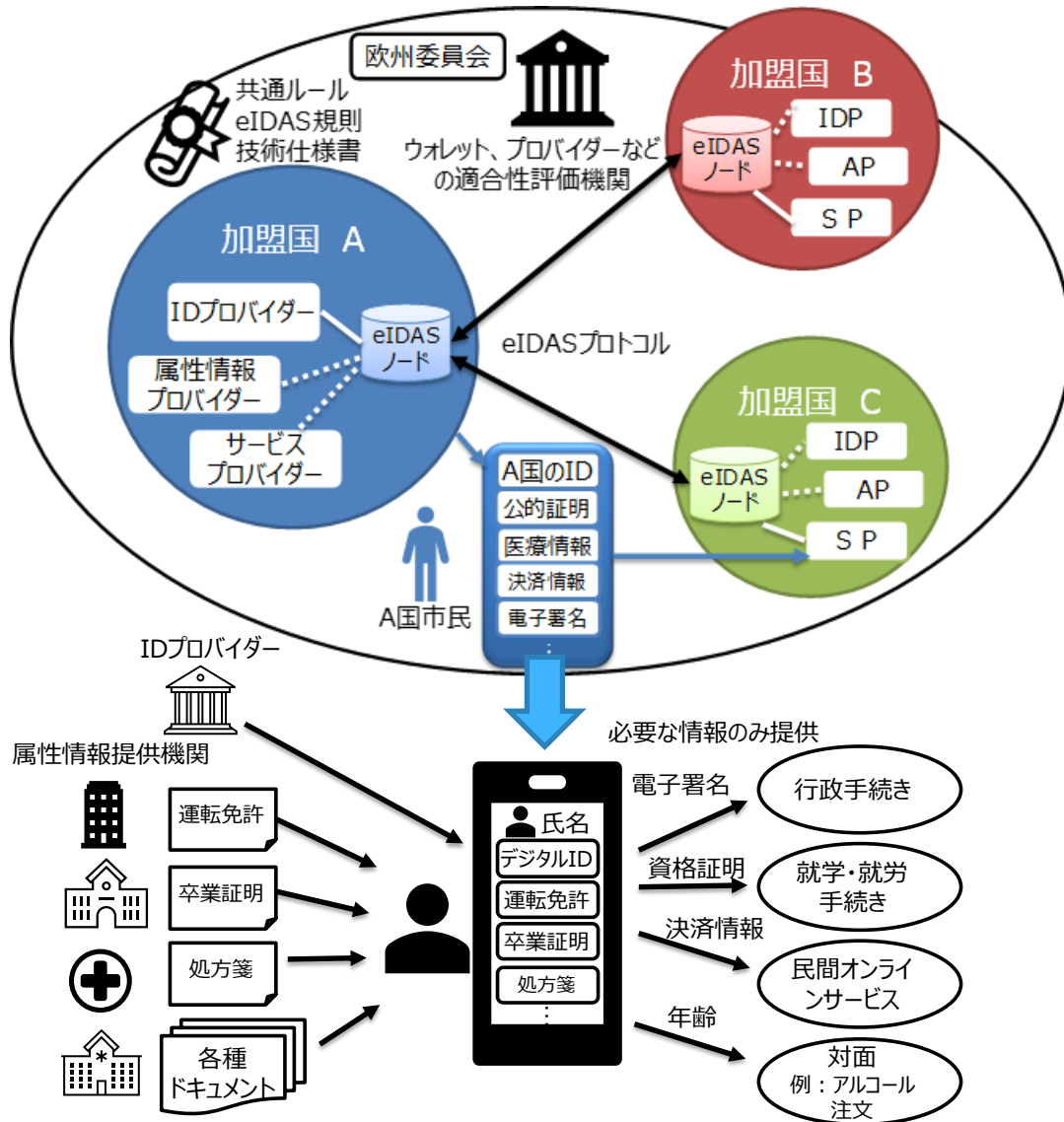
参考文献

- ・ 小泉雄介 [2023]. 「海外における国民 ID の先進事例と日本への示唆（改訂版）」国際社会研究所、2023 年 11 月
- ・ 野村敦子 [2022]. 「データ駆動型社会を支えるトラストサービス」JRI レビュー Vol.2, No.97、日本総合研究所、2022 年 3 月
- ・ 日本貿易振興機構（ジェトロ）ブリュッセル事務所 海外調査部 [2021]. 「EU デジタル政策の最新概要」2021 年 10 月
- ・ 野村敦子 [2020]. 「デジタル時代の社会基盤『デジタル ID』」JRI レビュー Vol.9, No.81、日本総合研究所、2020 年 8 月

(図表 9) わが国の参考となる EU の欧州デジタル ID ウォレットのモデル

- 各国はそれぞれの国民向けにデジタル ID/ウォレットを発行 (EU が義務づけ、共通のルール・技術仕様)
 - ➔ 共通プラットフォームとなるデジタル ID ウォレットで国の違いを意識せずに <相互承認・相互接続>、利用者は自分のデータを自分でコントロール <データ主権> しながら、様々なサービスをいつでもどこでも自分の好きな端末で利用できる <汎用性・柔軟性>

<デジタル ID ウォレットのイメージ>



(資料) 小尾高史「公的個人認証サービスと海外 eID の相互利用環境に係る調査研究」ニューメディア開発協会、小泉雄介「海外における国民 ID の先進事例と日本への示唆」国際社会経済研究所を参考に日本総合研究所作成

(注) 加盟国間は「eIDAS ノード」と呼ばれるネットワークで接続される。

IDP : ID プロバイダー、AP : 属性情報プロバイダー、SP : サービス・プロバイダーの略。

以 上